

生命保険料控除制度に関するご案内

▶ 生命保険料控除に関する
税制改正について

▶ 生命保険料控除証明書を
紛失された場合

▶ 生命保険料控除に関する
よくあるご質問

生命保険料控除制度について

生命保険料控除制度とは、1年間のお払込保険料等の金額に応じて、その年のご契約者様(保険料負担者)の所得から、所得税・住民税の計算上、一定の金額が差し引かれる制度です。

生命保険料控除に関する税制改正について

平成24年1月1日以降に生命保険会社・損害保険会社と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。

そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約(旧制度)と、平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険料控除の適用が異なりますのでご注意ください。

	旧制度※ 平成23年(2011年)12月31日以前のご契約	新制度 平成24年(2012年)1月1日以降のご契約
保険料控除枠	一般生命保険料控除 個人年金保険料控除	一般生命保険料控除 介護医療保険料控除 個人年金保険料控除

※ 平成24年(2012年)1月1日以降に、「主契約または特約の更新」により、契約内容を変更された場合は、新制度の保険料控除が適用されます。

■ 保険料控除枠 ■

「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」は、法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しております。

< 保険料控除枠 >

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
介護医療保険料控除	介護医療保険契約等に係る保険料
個人年金保険料控除	個人年金保険契約に係る保険料

※ なお、上記3種類の区分に含まれない契約(例:身体の障害のみに起因して保険金が支払われるもの)に係る保険料は生命保険料控除の対象外となっております。
そのため、実際の保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

■ 控除限度額 ■

《令和8年の生命保険料控除について(令和7年度税制改正)》

新制度を適用するご契約につき、令和8年(2026年)の生命保険料控除において一部条件に該当する場合に、一般生命保険料控除の所得控除限度額が拡充されます(令和7年度税制改正)。

旧制度

＜平成23年12月31日以前のご契約＞

一般生命保険料控除(限度額)

所得税:5万円

住民税:3.5万円

個人年金保険料控除(限度額)

所得税:5万円

住民税:3.5万円

合計控除限度額

所得税:10万円

住民税:7万円

新制度

＜平成24年1月1日以降のご契約＞

一般生命保険料控除(限度額)

所得税:4万円^{※1}

住民税:2.8万円

※1 23歳未満の扶養親族を有する場合、2026年の所得控除限度額は6万円に拡充されます。(全体の所得控除限度額は12万円から変更なし)

介護医療保険料控除(限度額)

所得税:4万円

住民税:2.8万円

個人年金保険料控除(限度額)

所得税:4万円

住民税:2.8万円

合計控除限度額

所得税:12万円

住民税:7万円

■控除額の計算方法■

所得税の計算方法

<旧制度>

1年間のお払込保険料等	控除額
～25,000円	お払込保険料等の全額
25,001円～50,000円	お払込保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,001円～100,000円	お払込保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,001円～	一律 50,000円

<新制度>

1年間のお払込保険料等	控除額
～20,000円	お払込保険料等の全額
20,001円～40,000円	お払込保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,001円～80,000円	お払込保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,001円～	一律 40,000円

※令和8年(2026年)の生命保険料控除において、23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除の所得控除限度額は6万円に拡充されますので、以下の計算方法となります(令和8年(2026年)度税制改正)。

1年間のお払込保険料等	控除額
～30,000円	お払込保険料等の全額
30,001円～60,000円	お払込保険料等 × 1/2 + 15,000円
60,001円～120,000円	お払込保険料等 × 1/4 + 30,000円
120,001円～	一律 60,000円

住民税の計算方法

<旧制度>

1年間のお払込保険料等	控除額
～15,000円	お払込保険料等の全額
15,001円～40,000円	お払込保険料等 × 1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	お払込保険料等 × 1/4 + 17,500円
70,001円～	一律 35,000円

<新制度>

1年間のお払込保険料等	控除額
～12,000円	お払込保険料等の全額
12,001円～32,000円	お払込保険料等 × 1/2 + 6,000円
32,001円～56,000円	お払込保険料等 × 1/4 + 14,000円
56,001円～	一律 28,000円